平成28年度

東京医科歯科大学歯学部附属病院
臨床研修プログラム

東京医科歯科大学歯学部附属病院

平成28年４月

目　　次

平成28年度東京医科歯科大学歯学部附属病院…… 1
歯科臨床研修プログラムの概要

歯学部附属病院臨床研修プログラム

保　存　科　系…… 23
補　綴　科　系…… 28
口　腔　外　科　系…… 33

全身管理研修プログラム

歯 科 麻 酔 外 来…… 37
スペシャルケア外来１…… 38
（高 齢 者 歯 科）
スペシャルケア外来２…… 39
（障 害 者 歯 科）

選択研修プログラム

息 さ わ や か 外 来…… 40
イ ン プ ラ ン ト 外 来…… 42
快眠歯科（いびき・無呼吸）外来…… 43
顎 関 節 治 療 部…… 44
顎 義 歯 外 来…… 45
矯 正 歯 科 外 来…… 46
歯科アレルギー外来…… 48
歯科心身医療外来…… 49
歯 科 放 射 線 外 来…… 50
小 児 歯 科 外 来…… 51
スポーツ歯科外来…… 52
摂食リハビリテーション外来…… 53
ペ イ ン ク リ ニ ッ ク…… 54,

添　付　資　料…… 55

平成28年度東京医科歯科大学歯学部附属病院
歯科臨床研修プログラムの概要

Ⅰ. 理念

卒前教育で学んだ基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を習熟し、それらを総合化して、さらに高度な診療能力を身につけるとともに生涯研修の必要性を理解し、真に国民の期待に応え、全人的歯科医療を提供しうる資質の高い医療人を養成する。

Ⅱ. 研修プログラムの特徴

歯科診療に必要な基本的な診療能力を身に付けることができる診療参加型の研修を基本とした、それぞれの研修歯科医が望むキャリアパスにあった異なる特徴を持つ3つのプログラムを設定した。プログラム1では、本学歯学部附属病院での総合診療研修と協力型臨床研修施設での研修により、日常診療で頻繁に遭遇する症例や地域医療、コデンタル・スタッフとの協働、チーム医療等、さまざまな歯科医療形態を知る機会を得ることができる。プログラム2では自ら患者を担当し、指導歯科医のアドバイスのもとに1年間の総合診療研修を行い、初診の患者では検査、診断、治療計画、治療、経過管理を行い、引き継ぎの患者では、1年以上の長い症例の経過を追うことができる。プログラム3のローテーション研修（保存科系・補綴科系・口腔外科系）ではそれぞれの診療科系における典型的な症例の診療補助、指導歯科医のアドバイスのもとに診療を実践できる。

Ⅲ. 研修のねらい

1. 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのより良い人間関係を確立する。
2. 全人的な視点から得られた様々な医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
3. 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
4. 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
5. 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
6. 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身につける。
7. 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修への動機付けを高める。
8. 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

Ⅳ. 研修目標

「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることが基本であり、臨床研修修了後に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが基本である。

1．歯科医師臨床研修「基本習熟コース」

【一般目標】
個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1)医療面接
【一般目標】
患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。
【行動目標】
① コミュニケーションスキルを実践する。
② 病歴(主訴、現病歴、既往歴及び家族歴)聴取を的確に行う。
③ 病歴を正確に記録する。
④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。
⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
⑥ 患者の自己決定を尊重する。(インフォームド・コンセントの構築)
⑦ 患者のプライバシーを守る。
⑧ 患者の心身における QOL(Quality of Life)に配慮する。
⑨ 患者数育と治療への動機付けを行う。

(2)総合診療計画
【一般目標】
効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。
【行動目標】
① 適切で十分な医療情報を収集する。
② 基本的な診察・検査を実践する。
③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。
④ 得られた情報から診断する。
⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3)予防・治療基本技術
【一般目標】
歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。
【行動目標】
① 基本的な予防法の手技を実施する。
② 基本的な治療法の手技を実施する。

③ 医療記録を適切に作成する。
④ 医療記録を適切に管理する。

(4)応急処置
【一般目標】
一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。
【行動目標】
① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5)高頻度治療
【一般目標】
一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。
【行動目標】
① う蝕の基本的な治療を実践する。
② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
④ 抜歯の基本的な処置を実践する。
⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6)医療管理・地域医療
【一般目標】
歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。
【行動目標】
① 保険診療を実践する。
② チーム医療を実践する。
③ 地域医療に参画する。

2. 歯科医師臨床研修「基本習得コース」

【一般目標】
生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1)救急処置
【一般目標】
歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。
【行動目標】
① バイタルサインを観察し、異常を評価する。
② 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
③ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
④ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
⑤ 一次救命処置を実践する。
⑥ 二次救命処置の対処法を説明する。

(2)医療安全・感染予防
【一般目標】
円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。
【行動目標】
① 医療安全対策を説明する。
② 医療事故及びヒヤリ・ハットを説明する。
③ 医療過誤について説明する。
④ 院内感染対策(Standard Precautions を含む)を説明する。
⑤ 院内感染対策を実践する。

(3)経過評価管理
【一般目標】
自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。
【行動目標】
① リコールシステムの重要性を説明する。
② 治療の結果を評価する。
③ 予後を推測する。

(4)予防・治療技術
【一般目標】
生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】
① 専門的な分野の情報を収集する。
② 専門的な分野を体験する。
③ POS(Problem Oriented System)に基づいた医療を説明する。
④ EBM(Evidence Based Medicine)に基づいた医療を説明する。

(5)医療管理
【一般目標】
適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。
【行動目標】
① 歯科医療機関の経営管理を説明する。
② 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
③ 適切な放射線管理を実践する。
④ 医療廃棄物を適切に処理する。

(6)地域医療
【一般目標】
歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。
【行動目標】
① 地域歯科保健活動を説明する。
② 歯科訪問診療を説明する。
③ 医療連携を説明する。

Ⅴ. 研修期間
研修期間は原則として平成28年4月1日から平成29年3月31日の1年とする。

Ⅵ. 各臨床研修プログラムの概要

平成28年度東京医科歯科大学歯学部附属病院臨床研修プログラム

<table>
<tr><td rowspan="2">プログラム名</td><td rowspan="2">定員</td><td rowspan="2">コース</td><td colspan="12">平成28年度</td></tr>
<tr><td>4
月</td><td>5
月</td><td>6
月</td><td>7
月</td><td>8
月</td><td>9
月</td><td>10
月</td><td>11
月</td><td>12
月</td><td>1
月</td><td>2
月</td><td>3
月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">プログラム 1</td><td rowspan="2">44名</td><td>A</td><td colspan="6">協力型臨床研修施設</td><td colspan="6">総合診療研修（本学附属病院）</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="6">総合診療研修（本学附属病院）</td><td colspan="6">協力型臨床研修施設</td></tr>
<tr><td>プログラム 2</td><td>20名</td><td></td><td colspan="12">総合診療研修（本学附属病院）</td></tr>
<tr><td>プログラム 3</td><td>6名</td><td></td><td colspan="12">ローテーション研修（本学附属病院）</td></tr>
</table>

1．プログラム1

（1） 研修プログラム責任者　新田　浩

副研修プログラム責任者　秀島雅之、小田　茂

（2） 研修形態

6ヵ月本学歯学部附属病院、6ヵ月協力型臨床研修施設で研修を行う群方式の臨床研修プログラムで、定員は44名である。それぞれの臨床研修施設の研修時期により、2つのコース（A・B）が設定されている。各コースの人数は協力型臨床研修施設の受入数と各コースの希望者数により決定する。

Aコースは、前期（4月～9月）に協力型臨床研修施設で研修を行い、後期（10月～3月）に本学歯学部附属病院で臨床基本研修、第二総合診療室における総合診療研修、該当する診療科での全身管理研修および選択研修を行う。協力型臨床研修施設での研修内容については各協力型臨床研修施設のプログラムによる。

Bコースは、Aコースの前期と後期を入れ替えた研修を行う。

（3）協力型臨床研修施設

本プログラムの協力型臨床研修施設は、以下の通りである。

診療所名	所在地	研修実施責任者
医療法人 仁友会 日之出歯科診療所	〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西 4 丁目 日之出ビル 3 階	院長 森　憲弥
医療法人社団 熊澤歯科 熊澤歯科クリニック	〒047-0032 北海道小樽市稲穂 2-11-13 協和稲穂ビル7階	理事長 熊澤　龍一郎
東京都立 東大和療育センター	〒207-0022 東京都東大和市桜ヶ丘 3-44-10	歯科医長 元橋　功典
医療法人社団 聖会 大串歯科医院	〒102-0084 東京都千代田区 2 番町 5 麹町駅プラザビル 2 階	理事長 大串　貫太郎
医療法人社団 正路会 すみれ歯科新宿御苑前 クリニック	〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-11-17 第2KSビル 2F	院長 小椋　路子
医療法人 徳真会 松村歯科新津診療所	〒956-0023 新潟県新潟市秋葉区美幸町 3-1-12-2	ゼネラルクリニック マネージャー 坂ノ上　隆晃
地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	〒400-8506 山梨県甲府市富士見 1-1-1	主任医長 三澤　常美
岩上歯科医院	〒646-0021 和歌山県田辺市あけぼの 44-17	院長 岩上　好伸
医療法人社団 優恒会 松村歯科医院	〒157-0062 東京都世田谷区南烏山 4-12-8 新生堂ビル 3 階	理事長 松村　光明
医療法人社団 ベル歯科 ベル歯科医院	〒243-0432 神奈川県海老名市中央 1-20-43	理事長/院長 鈴木　彰
医療法人 弘仁会 鴨居歯科医院	〒399-0736 長野県塩尻市大門1番町 16-14	院長 鴨居　弘樹
医療法人社団 善歯会 ラムザ歯科クリニック	〒336-0027 埼玉県さいたま市南区沼影 1 丁目 10-1 ラムザタワー2 階第 4 号	理事長 谷口　善成

診療所名	所在地	研修実施責任者
医療法人社団 恒心会 グリーン歯科	〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-25-9 MYT ビル 6 階	理事長 奈良　日出男
秋本歯科医院	〒180-0022 東京都武蔵野市境 1-2-26	院長 秋本　清
医療法人 尚歯会 いさはい歯科医院	〒370-0011 群馬県高崎市京目町 696	理事長 砂盃　清
公益財団法人　大原記念 倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	〒710-8602 岡山県倉敷市美和 1-1-1	歯科主任部長 窪田　稔
医療法人社団 ニコライ会 杏雲ビル歯科	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-2 御茶ノ水杏雲ビル 1 階	理事長 依田　秀一
佐久市立国保 浅間総合病院	〒385-8558 長野県佐久市岩村田 1862-1	歯科口腔外科医長 奥山　秀樹
医療法人 志田会 志田歯科医院	〒210-0802 神奈川県川崎市川崎区大師駅前 1-16-7-1F	理事長 志田　哲也
医療法人 仁友会 日之出歯科真駒内診療所	〒005-0016 北海道札幌市南区真駒内南町 4 丁目 6 番 9	院長 小野　智史
医療法人社団 佑文会 つくばヘルスケア歯科 クリニック	〒305-0834 茨城県つくば市手代木 1925-4	理事長 千ヶ崎　乙文
医療法人 あさひ会 ファミリー歯科医院	〒306-0101 茨城県古河市尾崎 5372-3	理事長 八木原　淳史
医療法人社団 法山会 山下診療所(自由が丘)	〒152-0035 東京都目黒区自由が丘 1-30-3 東急ビル7階	会長 山下　智子
医療法人社団 飛龍会 北浦和歯科診療所	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 3-9-10	所長 葦沢　元春

診療所名	所在地	研修実施責任者
医療法人社団 神明会 佐藤歯科医院	〒505-0034 岐阜県美濃加茂市古井町下古井 2542-1	理事長/院長 佐藤　尚
一般財団法人 脳神経疾患研究所 南東北医療クリニック	〒963-8052 福島県郡山市八山田 7 丁目 161	科長 渡部　光弘
医療法人社団 さくら会 MMデンタルクリニック	〒220-0012 横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱重工ビル 3 階	理事長 勝山　英明
医療法人社団 泰青会 青山歯科医院	〒356-0031 埼玉県ふじみ野市福岡中央 1-2-8	実施責任者 青山　滋
医療法人社団 泰青会 青葉歯科医院	〒351-0033 埼玉県朝霞市浜崎 1-2-10 アゴラ 21 ビル 3 階	理事長 青山　智美
医療法人社団 仁愛会歯科 自由ヶ丘クリニック	〒152-0035 東京都目黒区自由ヶ丘 1-8-23 プチプラザ 3F	実施責任者 奥村　弘一郎
中冨歯科	〒110-0005 東京都台東区上野 3-23-11-2F	院長 中冨　寛
医療法人社団 松翠会 グリーンパーク歯科	〒252-0325 神奈川県相模原市南区新磯野 1-8-8	理事長 松井　克之
医療法人社団 足羽会 松川歯科医院	〒143-0023 東京都大田区山王 3-31-5 坂田ビル 2F	院長 松川　吉晴
井荻歯科医院	〒167-0023 東京都杉並区上井草 1-31-3	実施責任者 酒井　利幸
医療法人社団 静医会 オリエント歯科医院	〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町 9-1 駿河スカイタワー3F	院長 清水　寿哉
東京都立 東部療育センター	〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-25	歯科医長 中村　全宏

診療所名	所在地	研修実施責任者
医療法人社団 歯友会 赤羽歯科(川口)	〒334-0011 埼玉県川口市三ツ和1-9-27	院長 小俣 滋
医療法人社団 山吹会 井上歯科クリニック	〒357-0025 埼玉県飯能市栄町 20-1 ブリランテ飯能 1 階	理事長 井上 一彦
医療法人 徳真会 まつむら歯科立川診療所	〒190－0003 東京都立川市栄町 2-67-3	実施責任者 細川 周平
U クリニック五十嵐歯科	〒980－0871 宮城県仙台市青葉区八幡 3-13-7	院長 五十嵐 博恵
医療法人 春光会 岩本歯科医院	〒231-0032 神奈川県横浜市中区不老町 2-8-1 共同ビル 1 階	院長 岩本 宗春
医療法人社団 慈歯会 神田駅前平野歯科 クリニック	〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-7-1 神田IKビル 2 階	理事長 平野 滋三
榛原総合病院組合 榛原総合病院	〒421－0493 静岡県牧之原市細江 2887-1	副院長 松下 文彦
斉田歯科医院	〒359-1146 埼玉県所沢市小手指南 2-9-10	副院長 斎田 寛之
医療法人社団 幸陽会 間瀬デンタルクリニック	〒293-0001 千葉県富津市大堀 2-16-10	理事長 間瀬みどり
医療法人 清雅会 シバタ歯科	〒444-0838 愛知県岡崎市羽根西 2-6-7	院長 早川 安光
医療法人社団 港央会 さかきばら歯科	〒222-0023 神奈川県横浜市港北区仲手原 2-43-33 ビューハイム港北 1F	理事長 榊原 毅

診療所名	所在地	研修実施責任者
医療法人社団 仁愛会歯科 武蔵小杉クリニック	〒211-0063 神奈川県川崎市中原区小杉町 1-403	理事長 石原 浩
医療法人社団 盛和会 山口歯科医院	〒311-3821 茨城県行方市蔵川 433	理事長 山口 將日
滝沢歯科医院	〒186-0003 東京都国立市富士見台 2-16-4-302	医院長 瀧澤 政仁
医療法人社団 堀ノ内病院	〒352-0023 埼玉県新座市堀之内 2-9-31	歯科口腔外科部長 新中 康史
医療法人社団 法山会 山下診療所(大塚)	〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-13-1 G・H・Yビル5F	理事 冨田 弘

2. プログラム2

(1) 研修プログラム責任者 俣木志朗
副研修プログラム責任者、秀島雅之、小田 茂

(2) 研修形態
一年間、本学歯学部附属病院での臨床基本研修、第二総合診療室における総合診療研修、該当する診療科での全身管理研修および選択研修を行う単独型臨床研修プログラムで、定員は20名である。

3. プログラム3

(1) 研修プログラム責任者 礪波健一
副研修プログラム責任者 新田 浩

(2) 研修形態
一年間、本学歯学部附属病院での臨床基本研修、ローテーション研修、該当する診療科での選択研修を行う単独型臨床研修プログラムで、定員は6名である。

Ⅶ. 研修内容

臨床基本研修

① 研修歯科医オリエンテーション(2日間):歯科臨床研修センター主催。医療情報システム使用申請、写真撮影、診療室における注意点、ユニット・技工机使用法の説明、歯科治療における緊急時の対応について(心肺蘇生術の基本を含む)、医療事故の防止について、各科リクワイアメントとプロトコールの説明と注意事項

② 新規診療従事者オリエンテーション(2日間):本学歯学部附属病院主催

③ 基礎研修(4週間):4月に東京医科歯科大学以外の大学歯学部を卒業した研修歯科医を対象に行われる。本学の診療システムの基本を理解し、本学歯学部附属病院臨床研修プログラムを円滑に遂行することを目的とする。

④ 講習会等出席:関東信越厚生局東京事務所の出張講習会(保険医登録用)、安全対策研修会(年2回)、感染対策講習会(年2回)、AED講習会(年1回)、医療機器安全管理に関する研修(年2回)

⑤ 研修歯科医セミナー(毎週金曜日15:00～17:00)
学内・外の講師による歯科臨床研修に関するセミナー、1月以降は研修歯科医の臨床症例発表会

協力型臨床研修施設: 各協力型臨床研修施設のプログラムによる研修を行う。

総合診療研修: 本学附属病院第二総合診療室で一口腔単位の総合診療による研修を行う。

ローテーション研修: 保存科系(むし歯外来、歯周病外来、歯科総合診療部)・補綴科系(義歯外来、顎義歯外来)・口腔外科系(口腔外科外来、病棟)のうち、3系を4ヵ月毎にローテーションする。保存科系では、むし歯外来(保存修復・歯内療法)、歯周病外来、歯科総合診療部の内、1診療科で週2日、3診療科で週1日、4ヵ月研修を行う。補綴科系では、義歯外来(冠橋義歯・部分床義歯・全部床義歯)、顎義歯外来の内、1診療科で4ヵ月研修を行う。口腔外科系では、口腔外科外来で2ヵ月、病棟での全身管理研修を2ヵ月行う。各外来では指導歯科医の診療を補助しながら、患者への対応、臨床診断、治療計画の立案を学ぶ。さらに指導歯科医のアドバイスのもとに、それぞれの診療科における典型的な症例の治療を実際に行う。

全身管理研修: 全身管理研修診療科(歯科麻酔外来、スペシャルケア外来1(高齢者歯科)、スペシャルケア外来2(障害者歯科)、での概ね1ヵ月(半日/週　40週、1日/週　20週)の研修、あるいは口腔外科ローテーションにおける

病棟研修か病床施設のある協力型臨床研修施設（山梨県立中央病院、東大和療育センター、日之出歯科真駒内診療所、佐久市立国保浅間総合病院、東部療育センター）にて研修を行う。

選択研修：　選択研修診療科（歯科麻酔外来、スペシャルケア外来1（高齢者歯科）スペシャルケア外来2（障害者歯科）、息さわやか外来、インプラント外来、快眠歯科（いびき・無呼吸）外来、顎関節治療部、矯正歯科外来、歯科アレルギー外来、歯科心身医療外来、歯科放射線外来、小児歯科外来、スポーツ歯科外来、摂食リハビリテーション外来、ペインクリニック、むし歯外来、歯周病外来、義歯外来、口腔外科外来、顎義歯外来、歯科総合診療部）にて研修を行う。各診療科が提示する選択研修プログラムを研修歯科医が選択し、選択研修希望表を提出する。希望者が受け入れ人数を超えた場合は各診療科指導歯科医責任者が選考する。
ただし、プログラム3の選択研修については、ローテーション研修先の指導歯科医責任者、選択研修診療科の指導歯科医責任者と相談の上、週半コマを上限とする。

Ⅷ. 研修歯科医の指導体制

1. 管理・運営

本学歯学部附属病院における臨床研修の管理・運営は、歯科臨床研修センター運営委員会のもとで歯科臨床研修センターが担当する。

2. 歯科臨床研修センター運営委員会

歯科臨床研修センター長、歯学部附属病院副病院長、歯学部臨床教育会議議長（歯学部附属病院長）、歯科臨床研修センター副センター、主任指導歯科医、研修プログラム責任者、看護部長、歯科衛生保健部長、歯学部・歯学部附属病院事務部長、その他歯学部附属病院長が必要と認める者で構成され、臨床研修に関する管理・運営に関する事項を審議する。

3. 単独型臨床研修管理委員会

歯学部附属病院副病院長、歯科臨床研修センター長、歯科臨床研修センター副センター長、主任指導歯科医、研修プログラム責任者、副研修プログラム責任者、歯学部・歯学部附属病院事務部長、その他歯科臨床研修センター長が必要と認める者（外部委員）で構成され、単独型臨床研修の実施の統括、研修歯科医の管理、研修歯科医の採用・中断・修了の際の評価、各プログラムに関する体制整備等の事項を審議する。

4. 臨床研修施設群臨床研修管理委員会

歯学部附属病院副病院長、歯科臨床研修センター長、歯科臨床研修センター副センタ

一長、主任指導歯科医、研修プログラム責任者、副研修プログラム責任者、協力型臨床研修施設の研修実施責任者、歯学部・歯学部附属病院事務部長、その他歯科臨床研修センター長が必要と認める者（外部委員）で構成され、臨床研修施設群臨床研修の実施の統括、研修歯科医の管理、研修歯科医の採用・中断・修了の際の評価、各プログラムに関する体制整備等の事項を審議する。

5. 指導歯科医責任者会議

研修プログラム責任者、副研修プログラム責任者および、総合診療研修・ローテーション研修・全身管理研修・選択研修の各診療科の指導歯科医責任者等で構成され、定期的にさらに必要に応じて、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価する。

6. 指導歯科医・指導歯科医責任者

指導歯科医・指導歯科医責任者は各診療科の診療科長によって推薦される。本学附属病院における指導歯科医は、「歯科医師臨床研修推進検討会報告書」の所要条件に則り、5年以上の臨床経験を有し、一般歯科診療について的確な指導ならびに適正な評価ができ、臨床指導に関する優れた教育業績を備えている者とする。また、指導歯科医は、日本歯科医学会分科会の認定医・専門医の資格を有すること、さらに指導歯科医講習会を受講していることが望ましいことから、本学附属病院においては、厚生労働省が示している指導歯科医講習会の受講を推奨しており、本研修プログラムの充実を図ると同時に、協力型臨床研修施設との連携の強化に努める。

研修歯科医に対する指導は、指導歯科医が責任を持って行う。加えて、指導歯科医の中から、各研修歯科医に対して総合評価を行う指導歯科医責任者を配置し、研修歯科医に対する評価を行うとともに適宜、研修プログラム責任者へ報告する。すなわち、研修歯科医・指導歯科医・指導歯科医責任者が一体となって臨床研修が効率よく行われるよう努める。各診療科(部)の指導歯科医は必要に応じて、ミーティングを行い、各研修歯科医の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて患者配当の調整を行う。

Ⅸ. 研修の評価と修了認定

1. 研修歯科医の評価

(1) 臨床基本研修

オリエンテーション、各種講習会、研修歯科医セミナーの出席を評価する。研修歯科医セミナーでは報告書を提出し、研修プログラム責任者が評価する。

(2) 協力型臨床研修施設での研修（プログラム1）

協力型臨床研修施設で研修している研修歯科医は、「1週間のフィードバック（今週の目標、今週新しく学んだこと、印象に残ったこと・きづいたこと、自分の良くできた点・反省点、来週の目標、指導歯科医からのコメント）」を毎週、歯科臨床研修センターに提出し、研修プログラム責任者が評価する。

研修期間終了時に、歯科臨床研修センターで作成した研修歯科医評価表・概略評定により各協力型臨床研修施設の指導歯科医が評価し、歯科臨床研修センターに提出する。

(3) 総合診療研修(プログラム1、2)

診療に当たっては、指導歯科医の指導のもと、各科が定めた診療内容のプロセス毎に指導歯科医のチェックを受け診療をすすめる。研修歯科医手帳の評価チェック表に基づき、ケース認定リクワイアメント等を確認しながら指導歯科医が確認を行う。研修歯科医は、「1週間のフィードバック(今週の目標、今週新しく学んだこと、印象に残ったこと・きづいたこと、自分の良くできた点・反省点、来週の目標、指導歯科医からのコメント)」を毎週、歯科臨床研修センターに提出し、研修プログラム責任者が評価する。指導歯科医は、研修歯科医手帳を介して研修歯科医の評価を行うと同時に、全研修歯科医の研修進捗状況を把握し、必要に応じて配当患者の調整を行う。

【総合診療研修の修了認定に必要なベーシックリクワイヤメント】

ベーシックリクワイヤメントの基準点はミニマムリクワイヤメントの付与点とオーバーケースの付与点、選択研修の付与点の総点でプログラム1は900点、プログラム2は1,800点である。

ベーシックリクワイヤメントが基準点に達しない場合は、研修修了が認定されない。

1)ミニマムリクワイヤメント

認定ケースとミニマムケース(プログラム2のみ)、病院初診研修および症例発表(プログラム2のみ)をあわせたものをいう。

＊定められた期限までにミニマムリクワイヤメントを達成できない場合は、研修修了が認定されない。

①認定ケース(プログラム1・2共通)

各診療科の基本概念に対する研修の習得程度を判断するための症例をさす。症例は各診療科の指導ライターによる選定を受けたものを対象とする。

②ミニマムケース(プログラム2のみ)

研修歯科医として必要な知識および技能を習得するために必要な症例をさす。症例数は各診療科で定められ、また症例は一定以上の水準を満たしたものを対象とする。

③病院初診研修(プログラム1・2共通)

歯科総合診療部病院初診での研修。必要コマ数は別途定める。

④症例発表(プログラム2のみ)

臨床症例発表会での症例発表。

2)オーバーケース

各科の認定ケースおよびミニマムケースを除く症例をさす。症例は一定以上の水準を満たしたものを対象とする。

3)選択研修の付与点

選択研修の付与点数は基本的に半日を1コマとし、コマ数x3とする。

診療内容と付与点数	認定ケース	ミニマムケース
保存修復 単純 5点 複雑 7点 インレー 7点	臼歯Ⅱ級または前歯Ⅲ級・Ⅳ級の直接コンポジットレジン修復 1症例 (術前、窩洞形成時、修復修了時、質疑応答の評価を行う)	全修復ケース 19症例 (術前、窩洞形成時、インレー体作成修了時、修復修了時、質疑応答の評価を行う)
歯内治療 1根管 20点 外科的歯内療法 15点	抜髄あるいは感染根管治療 1症例 ・ 術前に指導歯科医の許可を受けること ・ 所定のプロトコールに記入の上、毎回検印を受けること ・ X線写真(術前・術中・術後)とプロトコールのコピーを提出し、指導歯科医の口頭試問を受けること	抜髄あるいは感染根管治療 5根管 (認定症例を含む) ・ 所定のプロトコールに記入の上、 毎回検印を受けること ・ プロトコールのコピーを指導歯科医に提出し、ケース認定を受けること
歯周治療 歯周組織検査 5点 スケーリング終了時 20点 スケーリング・ルートプレーニング終了時 40点 歯周外科抜糸時 20点	診査から歯周基本治療終了(再評価)まで 1症例 (診査終了と治療計画書作成時、 歯周基本治療終了時に評価を行う)	診査から歯周基本治療終了(再評価)まで 1症例 (診査終了と治療計画書作成時、歯周基本治療終了時に評価を行う)
歯冠修復 Cr 25点 Br 75点	クラウンまたはブリッジ 1症例 (原則的には第1症例で行うが、認定不可の場合には第2・第3症例等も参考にする)	認定ケースがクラウンの場合 クラウン6ケース相当分 認定ケースがブリッジの場合 クラウン4ケース相当分

メタルコア 10点 レジンコア(ポスト＋レジン直接法・間接法 10点	治療方針決定時、支台歯形成後、および印象採得時、補綴物鋳造時および口腔内装着時に評価する(外注は不可)	(但し、ブリッジは1装着につき、クラウン3ケース分とする)
床義歯 新製 75点 根面板 5点 修理 10点 (ワイヤー追加) +5点	部分床義歯(新製)　1症例 (第1症例で行う) (診査・診断・治療計画・前処置・設計・製作・調整の全ステップを含む)	部分床義歯(新製)　1症例 (診査・診断・治療計画・前処置・設計・製作・調整の全ステップを含む)
口腔外科処置 単純抜歯 5点 難抜歯・小手術 15点	普通抜歯あるいは分割抜歯 1症例 (治療方針決定時、治療実施時、治療後の経過観察時、質疑応答時に評価する) ミニマムケースを終了し、指導歯科医の許可が得られた場合認定症例を行うものとする	抜歯を含めた手術症例 4症例 (治療方針決定時、治療実施時、治療後の経過観察時(抜歯時)、質疑応答時に評価する)
病院初診 1コマ 5点	プログラム1、2とも2コマ (東京医科歯科大学以外の大学の卒業者は3コマ)	
症例発表 20点	プログラム2　臨床症例発表会での症例発表 1症例	

その他の診療の付与点数
除去(クラウン・ポスト)　5点 ナイトガード　15点 T-Fix　5点 MTM(歯の挺出等)　15点 歯の漂白　10点

(4)ローテーション研修(プログラム3)

研修歯科医手帳の評価チェック表に基づき、ケース認定リクワイアメント等を確認しながら指導歯科医が確認を行う。それぞれの診療科が設定した行動目標について、自己評価、指

導歯科医による評価を行う。研修態度、研修達成度を総合的に評価する。研修歯科医は、「1週間のフィードバック(今週の目標、今週新しく学んだこと、印象に残ったこと、きづいたこと、自分の良くできた点・反省点、来週の目標、指導歯科医からのコメント)」を毎週、歯科臨床研修センターに提出し、研修プログラム責任者が評価する。

1月から行われる臨床症例発表会での症例発表を行う(自ら関わった基本的に、2期または3期の症例)。

【保存科系ミニマムケース数】

保存修復　　ミニマムケース数	
①コンポジレットレジン修復	
(Ⅲ級、Ⅳ級、またはⅡ級窩洞)	2症例(自験のみ)
その他の窩洞形態	4症例(自験のみ)
②間接法修復	1症例(見学でも可)

歯内治療　　ミニマムケース数	
ラバーダム防湿	10症例(自験のみ)
抜髄あるいは感染根管治療	10症例(5症例以上自験)
外科的歯内治療	2症例
(見学あるいはアシスト、レポート)	
注　：　認定ケースには、抜髄症例並びに緊急処置を含めることが望ましい。 また、指導歯科医以外の患者診療でも可とする。	

歯周治療　　ミニマムケース数	
①歯周組織検査	3症例(自験のみ)
②プラークコントロール(1来院)	3症例(自験のみ)
③スケーリング・ルートプレーニング(1来院)	
超音波スケーラー使用	5症例(自験のみ)
ハンドスケーラー使用(縁下歯石)	5症例(自験のみ)
④咬合調整(1来院)	1症例(見学でも可)
⑤歯周外来	2症例(見学でも可)

歯科総合診療　　ミニマムケース数	
(1)　医療面接、および口腔内診断	20回
(2)　総合診療処置および介助	5症例

症例発表
臨床症例発表会での症例発表（自ら関わった2期または3期の1症例）

(5)全身管理研修・選択研修

それぞれの診療科が設定した行動目標について、自己評価、指導歯科医による評価を行う。研修態度、研修達成度を総合的に評価する。

(6)面接

研修期間中、必要に応じ、研修プログラム責任者と副研修プログラム責任者が直接研修歯科医との面接を行い、研修の進捗状況や研修態度等についての確認を行い、形成的評価を行う。

(7)評価の審議

これらの資料に基づき、指導歯科医責任者会議、臨床研修管理委員会、臨床研修運営委員会で審議し、評価を行う。

2. 指導歯科医の評価

研修歯科医を対象とした研修歯科医アンケートにより評価を行う。

3. 研修プログラムの評価

研修歯科医を対象とした研修歯科医アンケート、協力型臨床研修施設を対象としたアンケート、指導歯科医責任者会議において評価を行う。歯科臨床研修センター運営委員会、臨床研修管理委員会ならびに指導歯科医責任者会議は研修プログラムの内容等を評価し、研修プログラムの妥当性や改善すべき点等を検討し、修正・改善を行う。

4. 修了認定

プログラム1では、本学歯学部附属病院あるいは協力型臨床研修施設の指導歯科医の報告を受けて、研修態度および研修内容等を、学内での研修については指導歯科医責任者会議、協力型臨床研修施設での研修については臨床研修施設群臨床研修管理委員会で評価し、ついで総合的評価を臨床研修施設群臨床研修管理委員会で協議し、総合的に評価を行い、歯科臨床研修センター運営委員会、病院運営会議を経て厚生労働省の修了判定基準をもとに病院長が修了認定の可否を判定する。

プログラム2および3では、本学歯学部附属病院の指導歯科医の報告を受けて、研修態度および研修内容等を、指導歯科医責任者会議で評価し、単独型臨床研修管理委員会で協議し、総合的に評価を行い、歯科臨床研修センター運営委員会、病院運営会議を経て厚生労働省の修了判定基準をもとに病院長が修了認定の可否を判定する。

各プログラムの目標を達成したと評価した研修歯科医には、病院長から研修修了証を交付される。

5. 臨床研修の中断

現に臨床研修を受けている研修歯科医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を中止することを中断という。

中断には「研修歯科医が研修継続困難と研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修歯科医から管理者に申し出た場合」の2通りがある。前者の場合の中断理由は①当該臨床研修施設の廃院・指定の取り消しの場合、②研修歯科医が臨床研修歯科医としての適性を欠き、改善が不可能な場合、③その他正当な理由がある場合、後者の場合の中断理由として①妊娠、出産、育児、傷病等で長期休止し、修了に必要な期間を満たせない場合、②研修、留学等の多様なキャリア形成のため、臨床研修を中止する場合、③その他正当な理由がある場合である。

6. 臨床研修の未修了

研修歯科医の研修期間の終了に際する評価において、修了基準を満たしていない場合をいう。引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことが前提となる。

修了認定に必要な研修実施期間は傷病、妊娠、出産、育児、その他の正当な理由（研修プログラムで定められた年次休暇を含む）での休止期間が1年間を通じて45日間以内（研修施設において定める休日を含めない）である。45日間を超える場合は、未修了となる。

なお、未修了として追加研修を受けることになった場合には、当該研修歯科医が到達目標に達したならば、個別の修了日により修了証を交付する。

X. 研修歯科医の募集および採用方法

1. 応募資格

・平成 28 年 3 月に歯学部卒業見込者または歯学部既卒者で、第 109 回歯科医師国家試験を受験する者

・本院は歯科医師臨床研修マッチングプログラムに参加するため、歯科医師臨床研修マッチング協議会が行うマッチングに参加登録予定の者

2. 研修期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の 1 年間

3. 処遇等

(1) 職名	:	臨床研修歯科医
(2) 常勤・非常勤の別	:	非常勤
(3) 給与	:	日額 9,238 円（平成 27 年度）
(4) 時間外・休日手当等	:	なし（時間外勤務及び当直ともになし）
(5) 勤務時間	:	8:30～17:15 まで(12:00～13:00 休憩時間)。但し、研修歯科医が自主的に行う研修についてはこの限りではない。
(6) 休日	:	土・日曜日、祝日、年末年始
(7) 休暇	:	年次有給休暇　10 月 1 日に年間 10 日付与（プログラム 2、3 のみ） その他特別休暇有

(8) 宿舎　　：なし(但し、遠隔地の協力型臨床研修施設はあり。)
(9) 病院内控え室等　　：4室
(10) 年金・健康保険　　：厚生年金・健康保険に加入
(11) 労働者災害補償保険　：適用あり
(12) 雇用保険　　：適用あり
(13) 健康管理　　：健康診断を年1回実施
(14) 歯科医師賠償責任保険　：病院が加入
(15) 外部研修活動　　：学会・研究会等への参加は原則不可、費用支給はなし
＊　協力型臨床研修施設に関しては、各施設の処遇による。

4. 研修歯科医の研修専念義務
【歯科医師法第16条の2】
診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行わないものを除く)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。
【歯科医師法第16条の3】
臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上に努めなければならない。
上記歯科医師法の規定により、研修歯科医は臨床研修に専念する義務が課されているので、研修期間中のアルバイトは禁止されている。
＊研修期間中にアルバイトを行った場合は、上記専念義務に反する行為として、また、本院歯科医師臨床研修プログラム上の研修専念の違反として、研修プログラム上の教育的指導(研修期間の延長等)等厳正な措置をとる場合がある。また、アルバイトを依頼した側にも措置を行う場合がある。

5. 応募手続き
1)応募手続き
マッチングに参加を前提の上、以下の書類を歯科臨床研修センターに持参するか、または書留郵便にて提出のこと。
(1)採用申請書(所定の様式を使用のこと)
(2)希望調査票(所定の様式を使用のこと)
(3)自己紹介調書(所定の様式を使用のこと)
(3)成績証明書(各自の出身大学により封印されたもの)

2)提出先
東京医科歯科大学歯学部附属病院　歯科臨床研修センター
〒113-8549　東京都文京区湯島 1-5-45

3）出願期間

平成 27 年 6 月 24 日（水）～ 7 月 17 日（金）

6. 選考について

選考日　：平成 27 年 8 月 8 日（土）

選考場所：東京医科歯科大学

＊選考の詳細な時間・場所等については、後日応募者へ直接連絡する。

選考方法：書類審査、面接、筆記試験（小論文・英語）、実技試験

選考結果：マッチング組み合わせ決定（平成 27 年 10 月 27 日予定）により仮契約を行う。また、第 109 回歯科医師国家試験の結果、合格者のみ本契約となる。

7. その他

1）当院は、歯科医師臨床研修マッチング協議会が行う研修歯科医マッチングに参加するため、申込者は、歯科医師臨床研修マッチング協議会のホームページ（http://www.drmp.jp/index.shtml）から、平成 27 年 6 月 23 日～7 月 17 日にマッチングへの参加登録を行うこと。

2）いったん応募手続きを完了した者に係る応募書類は、理由の如何にかかわらず返還しない。

8. 問い合わせ先・資料請求先

東京医科歯科大学歯学部附属病院　歯科臨床研修センター
〒113-8549　東京都文京区湯島1-5-45
TEL　03-5803-5479
FAX　03-5803-0374
E-mail　kensyu.cdr@tmd.ac.jp

歯学部附属病院臨床研修プログラム

保存科系

プログラム1および2の総合診療研修

Ⅰ. 研修形態

1. 総合治療の一環として、保存科系臨床研修を行う。
2. 研修形態は担当医制とする。
3. 診療は第二総合診療室で行い、各診療科から指導歯科医が出向し、診療相談と診療指導、診療内容のチェックを行う。

Ⅱ. 研修内容

配当患者を診療し、保存系の臨床研修を行う。その際、プログラム3のローテーション研修の研修項目（P24）に加え、症例に応じ以下に示す保存処置も研修する。

・変色歯等に対する審美的治療法（漂白、ラミネート・ベニア）
・根尖未完成歯の歯髄処置（アペキソゲネシス、アペキシフィケーション）
・外傷歯の歯髄処置
・破折歯の歯髄処置
・極度の湾曲根管の歯内治療
・閉鎖・狭窄根管の感染根管治療
・根管内異物の除去
・急性期の感染根管処置
・分岐部病変の処置（歯根分離術、歯根切除術等）
・歯肉歯槽粘膜形成術（遊離歯肉移植術等）

Ⅲ. さらに高度な研修

将来の専門分野に向けてまたは生涯研修の橋渡しとして、症例に応じて、以下に示すさらに高度な保存処置も研修する。

・外科的歯内療法（根尖切除術、歯根嚢胞摘出術）
・実体顕微鏡を用いた歯内治療
・歯周組織の再生療法
・矯正処置（MTM）を含む歯周補綴

Ⅳ. 研修の評価

各診療科の指導歯科医責任者が評価を行う。評価は臨床研修項目についての実施もしくは理解度をもって判定するが、具体的な研修評価方法は別に定める。

プログラム3のローテーション研修

Ⅰ. 研修形態

1. 保存科系研修は、むし歯・歯周病外来、歯科総合診療部の各診療科の指導歯科医が担当する。
2. 研修期間中に一般目標を達成するために、当該診療科において具体的に設定された保存全般に関する履修項目を研修する。

Ⅱ. 研修内容

1. 保存修復治療

(1)診療室での基本事項

・歯科用切削装置(マイクロモーター、エアータービン)の保守
・診療姿勢
・患者の導入

(2)診査項目

・診療録の作成(カルテの記載)
・病歴聴取
・顎模型の製作・調整
・口腔内写真撮影法
・歯科用X線単純撮影(口内法)
・器具を用いるう蝕の診査
・処方箋の交付、歯科技工指示書の発行

(3)処置項目

・局所麻酔法(塗布麻酔、浸潤麻酔)
・罹患歯質の切削(う蝕検知液の使い方を含む)
・単純窩洞ならびに複雑窩洞の形成と修復
接着性コンポジットレジン修復
インレー修復(印象採得・技工操作を含む)
・ホワイトニング

2. 歯内治療

(1)初診患者の歯髄診断法

・病歴記載
・現症記載(顎顔面領域の視診、触診、打診等)
・X線写真撮影法(口内法、パノラマX線写真等)
・器具・装置を用いるう蝕の診査(歯髄生活性試験、う窩の電気抵抗値測定等)
・歯髄疾患に対する診断、治療方針の立案
・インフォームド・コンセント

(2)歯髄処置

・歯髄保存療法(消炎鎮痛法、間接覆髄法、直接覆髄法)

・抜髄法（髄室開拡、隔壁、ラバーダム防湿法等）
・局所麻酔法
・根管長測定
・根管拡大・形成
・根管充填

(3) 感染根管処置
・感染根管治療（髄室開拡、隔壁、ラバーダム防湿法等）
・根管拡大・形成
・根管内細菌培養試験
・根管充填

3. 歯周治療

(1) 初診患者の歯周疾患の診断法
・病歴の記載（主訴、現病歴、既往歴、家族歴等）
・現症記載（顎顔面領域の視診、触診、打診等）
・歯周組織の診査（口腔内写真撮影、歯周ポケットの測定、歯肉からの出血、排膿の有無、プラーク付着の診査、歯の動揺度の測定、歯肉溝滲出液量の測定等）
・X線写真撮影法（口内法、パノラマX線写真撮影法等）
・歯周疾患に対する診断、治療方針の立案
・インフォームド・コンセント

(2) 歯周基本治療
・プラークコントロール
・スケーリング・ルートプレーニング
・暫間固定
・咬合調整

(3) 歯周外科
・切除療法
・組織付着療法（歯肉剥離掻爬手術等）

(4) 歯周疾患に対する指導管理（メンテナンスを含む）
・歯周組織の診査
・プラークコントロール
・スケーリング・ルートプレーニング
・咬合調整

4. 歯科総合診療

(1) 初診患者の医療面接
・病院初診患者の医療面接および一口腔単位での診断
・紹介状作成と記載内容の読解
・診療計画立案
・医療面接実習

(2) 基本的歯科診療
・一般歯科治療と初診時病態の理解
・医療面接
・EBM
・保存的治療
・補綴的治療
・口腔外科的治療
(3) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)への対応
・病歴聴取と紹介状と病態の理解
・SASの診断と機器の理解
・SASの治療と装置の製作と調整
・SAS治療の効果測定
(4) 口腔診断学実習
・診断用模型の印象採得実習
・各種模型の製作実習
・印象材、模型材の理解
・口腔内写真撮影法実習
・歯科材料による生体への影響についての理解
(5) 患者満足度(対応に注意が必要な患者さんについても含む)
・患者マネージメントと定期管理の理解
・コミュニケーションスキル
(6) プレゼンテーション
・効果的なプレゼンテーション作法と理解
(7) プレパレーション(ハンズオン)
・窩洞形成と高速切削実習(インレー)
・支台歯形成と高速切削実習(クラウン、アンレー)
・印象採得実習
(8) 総合診療歯科学

Ⅲ. 研修の評価

以上の指導要項に基づき以下の項目について評価する。評価は4段階評価とし、各項目の実施もしくは理解度をもって判定する。

1. 保存修復治療
(1) う窩の開拡・感染歯質の除去
(2) 窩洞形成
(3) レジン修復(充填から形態修正、仕上げ研磨まで)
(4) インレー修復(インレー製作から装着まで)

2. 歯内治療
(1) 診断

(2)髄室開拡(Access Cavity Preparation)
(3)根管形成
(4)根管充填

3. 歯周治療
(1)診断及び治療計画の策定
(2)歯周ポケット測定
(3)プラークコントロール(PCRの記載、口腔清掃指導)
(4)歯肉縁下スケーリング・ルートプレーニング
(5)歯周外科処置の介助

4. 歯科総合診療
(1)医療面接
(2)口腔内診断と診療計画立案
(3)睡眠時無呼吸症候群患者の診療
(4)総合診療処置の介助
(5)実習と講義

選択研修

・プログラム1および2を対象とする。
・週1コマ3ヵ月、専門診療科での研修

補綴科系

プログラム1および2の総合診療研修

Ⅰ. 研修形態

1. 総合診療研修の一環として、補綴科系臨床研修を行う。
2. 研修方式は担当医制とする。
3. 診療は第二総合診療室で行い、各診療科・診療部から指導歯科医が出向し、診療内容のチェックを行う。

Ⅱ. 研修内容

配当患者を診療し、補綴系の臨床研修を行う。その際、ローテーション研修の研修項目（P30）に加え、以下に示す補綴処置も研修する。

［研修項目］

1. 複雑な歯冠補綴
2. 複雑な欠損補綴
3. 複数歯欠損症例に対するブリッジの製作
4. 咬合関係に異常がない複雑な部分欠損補綴
5. 顎堤変化がやや進んだ無歯顎補綴
6. 上記研修に伴い、必要に応じて以下の装置の使用方法を習得する。

（1）半調節性咬合器
（2）下顎運動描記装置
（3）チェックバイト
（4）模型および咬合分析

Ⅲ. 研修の評価

研修終了時に、各診療科・診療部の主任指導歯科医が総合的評価を行う。評価は4段階とする。

［評価対象］

1. 研修態度
2. 必要とされる補綴学的基礎知識

下記項目の臨床症例各1症例を必修とし、指導歯科医の試問を受ける。

（1）固定式補綴処置（下記のいずれか）
・歯冠修復処置
・固定式欠損補綴処置
（2）可撤式欠損補綴処置
・歯列の部分欠損症例
・無歯顎症例
（3）補綴装置の修理

Ⅳ. さらに高度な研修

将来の専門分野に向けてまたは生涯研修の橋渡しとして、さらに高度な診療を研修する必要がある場合は、以下に示す補綴処置も研修する。

［研修項目］

1. 咬合関係に異常が認められる症例の補綴処置
2. 上記研修に伴い、下顎運動記録装置の使用方法を習得する。
3. 上顎あるいは下顎欠損患者に対する顎補綴処置

(1) 治療の補助・見学
(2) 概形印象採得
(3) 個人トレーの製作
(4) 精密印象採得

プログラム3のローテーション研修

Ⅰ. 研修形態

1. 補綴科系研修は、義歯外来、顎義歯外来の各診療科の指導歯科医が担当する。
2. 研修期間中一般目標を達成するために、各分野において具体的に設定された補綴学全般に関する履修項目を研修する。

Ⅱ. 研修内容

1. 診査・診断

(1)診断、治療方針の立案

［研修項目］

・検査および診療計画の立案

問診、視診、触診、打診等により、患者の既往歴、現症等を把握し、さらに、患者の主訴、歯科用X線写真、研究用模型等を参考にして処置内容、治療方針を検討する。また、症例により、高齢者、有病者の全身状態に対する評価を行う。

・インフォームド・コンセント

立案した診療計画の内容ならびに順序を患者に十分説明し、了解を得る。

(2)研究用模型診療計画の立案に先立って、口腔内の現状を把握するために、概形印象の採得を行う。

［研修項目］

・研究用模型用の印象(概形印象)採得
・研究用模型の製作

(3)必要とされる補綴学的基礎知識の修得

各研修歯科医には、指導歯科医責任者以外に担当指導歯科医を設け、補綴学的専門知識を講義し、適宜試問する。

2. 固定式補綴処置

(1)歯冠修復処置

簡単な症例を対象にクラウンの製作を行う。

［研修項目］

・築造窩洞の形成および印象採得
・築造体の製作
・築造体の合着
・個歯トレーの製作
・仮封冠の製作
・支台歯形成および印象採得
・作業用模型の製作
・全部鋳造冠の製作(平均値咬合器使用)
・全部鋳造冠の調整・合着(コンタクトゲージ使用)

(2)固定式欠損補綴処置

平行関係に問題の少ない1歯欠損を対象にブリッジの製作を行う。

［研修項目］

・ブリッジの設計（着脱方向の決定、支台歯の評価）
・ブリッジの支台歯形成（平行測定）
・ブリッジの印象採得
・ブリッジの製作
・ブリッジの調整・合着

3. 可撤式欠損補綴処置

(1) 歯列の部分欠損症例咬合関係に異常がない簡単な部分欠損症例を対象として部分床義歯を製作する。

［研修項目］

・義歯設計表示（サベイング、アンダーカット測定）
・個人トレーの製作
・精密印象採得
・咬合採得
・作業用模型の製作
・義歯の製作（クラスプの製作、人工歯の排列、重合研磨）
・義歯装着、調整、患者指導

(2) 無歯顎症例

顎堤変化が少ない無歯顎症例を対象に全部床義歯を製作する。

［研修項目］

・個人トレーの製作
・精密印象採得
・作業用模型の製作
・咬合床の製作
・咬合採得
・ゴシック・アーチ描記
・人工歯排列
・ロウ義歯試適
・義歯の製作
・義歯装着、調整、患者指導

4. 補綴装置の修理

単純な補綴装置破損の修理・調整を行う。

Ⅲ. 研修の評価

補綴系の研修終了時に、各科・部の指導歯科医責任者および担当指導歯科医が研修歯科医に対する評価を行う。評価は4段階とする。

［評価対象］

1. 全般的評価:下記4項目すべてを履修すること
(1)研修態度
(2)診断、治療方針の立案
(3)研究用模型の製作
(4)必要とされる補綴学的基礎知識
2. 固定式補綴処置
(1)歯冠修復処置
　研修すべき9項目中6項目以上を履修すること
(2)固定式欠損補綴処置
　研修すべき5項目中2項目以上を履修すること
3. 可撤式欠損補綴処置
(1)歯列の部分欠損症例
　研修すべき7項目中5項目以上を履修すること
(2)無歯顎症例
　研修すべき項目中6項目以上を履修すること
4. 補綴装置の修理

選択研修

・プログラム1および2を対象とする。
・週1コマ3ヵ月、専門診療科での研修

口腔外科系

プログラム1および2の総合診療研修

Ⅰ. 研修形態

1. 総合診療研修の一環として口腔外科系臨床研修を行う。
2. 研修形態は担当医制とする。
3. 診療は第二総合診療室で行い、顎顔面外科学分野、顎口腔外科学分野から指導歯科医または経験5年目以上の医員が出向し、もしくは口腔外科外来にて、診療の指導を行う。外科処置に関しては、口腔外科外来等にて指導を受け、診療を行う場合もある。

Ⅱ. 研修内容

配当患者を診療し、口腔外科の臨床研修を行う。その際、指導歯科医の指導のもとに習得するべき処置項目は以下のものがある。

・普通抜歯
・分割抜歯
・口腔内消炎手術(膿瘍切開術等)

さらに、症例に応じて以下の処置項目も習得することが望ましい(選択研修向け)。

・埋伏歯抜歯
・頬・口唇・舌小帯形成手術
・歯根尖切除術
・歯根嚢胞摘出術

プログラム3のローテーション研修

Ⅰ. 研修形態

口腔外科系研修は顎顔面外科学分野、顎口腔外科学分野の指導歯科医が担当し、一般目標を達成するために、口腔外科全般に関する履修項目を研修する。

(1)外来研修

予め定められた指導歯科医の外来患者診察の補助等を通じて診療実務の見学実習を行い、診療実務の基礎を理解する。さらに指導歯科医の判断で新患配当を受け、指導歯科医のもとで外来診療を行う。

(2)病棟研修

他の新入医局員(大学院生、大学院研究生など)と同様に病棟の診療グループに所属して、入院患者の診療の一翼を担い病棟研修を行う。

Ⅱ. 研修内容

1. 外来研修

(1)初診患者の診断法についての研修

・診療録等の作成
・病歴聴取
・現症記載(全身とくに顎顔面領域および口腔内の視診、触診、聴診、打診等)
・簡単な器具を用いる一般診査(血圧測定、顎関節診査、咀嚼筋等診査等)
・バイタルサインの見分け方(脈拍、呼吸数、血圧等)
・緊急処置法(神経性ショック、過換気症候群などの全身的偶発症に関する基本的な知識と処置法)
・口腔顎顔面の写真撮影法
・各種臨床検査法(とくにX線写真撮影法、各種血液検査法、生検法等)
・口腔外科疾患の診断および治療計画の立案とインフォームド・コンセント

(2)口腔外科的疾患の治療法についての研修

・麻酔法(塗布麻酔法、浸潤麻酔法、伝達麻酔法)
・切開法
・縫合法
・抜歯法
・口腔内消炎手術法(小膿瘍切開)
・手術後処理法(抜糸、止血処置を含む)
・薬物療法(処方箋交付入力を含む)

(3)実際の担当症例を通じての患者研修(見学研修症例を含む)

・普通抜歯
・難抜歯
・埋伏智歯抜歯
・その他の各種小手術(歯肉息肉除去手術、頬・口唇・舌小帯伸展手術、歯槽骨整形手術、抜歯窩再掻爬術、歯根尖切除術、歯根嚢胞摘出術、歯根の分割抜去等)

・口腔内縫合処置
・口腔粘膜疾患
・顎関節症等

2. 病棟研修

(1)入院患者の術前評価法についての研修
・病歴聴取
・現症記載
・各種術前検査法の意義、解釈、実施(とくに採血法)
・手術術式の検討法等

(2)手術室での研修
・手洗い法
・ガウンテクニック
・手術野消毒
・感染予防の知識、手技
・手術介助
・手術手技の見学実習

(3)入院患者の全身管理、とくに術後管理法についての研修
・各種基本手技(とくに静脈注射、点滴、胃管、導尿等)
・術後創傷処置法
・薬物療法　・術後全身管理法等

Ⅲ. 研修の評価

上記の指導要綱に基づき以下の項目について評価する。評価段階は4段階評価とし、各項目の実施もしくは理解度をもって判定する。

1. 外来研修の評価
・研修態度
・病歴聴取
・現症記載(全身とくに顎顔面領域の視診、触診、聴診、打診等)
・簡単な器具を用いる一般診査(血圧測定、顎関節診査、咀嚼筋等診査等)
・口腔顎顔面の写真撮影法
・各種臨床検査法(とくにX線写真撮影法と各種血液検査法等)
・麻酔法(塗布麻酔法、浸潤麻酔法、伝達麻酔法)
・切開法
・縫合法
・抜歯法
・手術後処置法(抜糸、止血処置を含む)
・抗菌剤、消炎鎮痛剤の投与法(処方箋交付入力を含む)
・埋伏智歯の抜歯法
・各種小手術

2. 病棟研修の評価

・研修態度
・病歴聴取
・現症記載
・採血法
・各種血液検査法
・各種画像診断法
・スパイロメトリ
・手洗い法
・ガウンテクニック
・手術野消毒法
・点滴静脈注射
・胃管
・術後創傷処置
・入院患者の処方箋入力
・全身管理法

選択研修

・プログラム1および2を対象とする。
・週1コマ3ヵ月、専門診療科での研修

全身管理研修プログラム

歯科麻酔外来

Ⅰ. 一般目標

1) 歯科患者の全身状態評価を行える。
2) 手術・処置における患者のリスクを評価し、手術・処置に必要な指示や準備が行える。
3) 歯科口腔外科患者の全身麻酔・静脈内鎮静法を経験することで、全身管理の理解を深める。
4) 麻酔や救急処置に必要な薬剤を適切に扱える。

Ⅱ. 研修形態

1) 研修は歯科麻酔外来で行う他に、希望者は中央手術室での全身麻酔の研修を行うことができる。
2) 研修期間:期間は、6ヵ月から通年。原則的に、歯科麻酔外来での研修は静脈内鎮静法を行い週1コマ、中央手術室では全身麻酔を含め週3コマで行う。他の研修の進捗状況により、コマ数、研修期間について協議の上、変更することも可能である。

Ⅲ. 研修内容

1) 術前診察を通して患者の全身状態を評価し、手術・処置に必要な追加検査、他科へのコンサルテーションの依頼などの方法について学ぶ。
2) 歯科麻酔外来での静脈内鎮静法・亜酸化窒素(笑気)吸入鎮静法を見学および実施する。
3) バイタルサインの測定、静脈確保など、全身管理に必要な手技を習得する。
4) 中央手術室での研修を希望した場合、歯科麻酔外来での研修に加え、全身麻酔法を見学および実施する。

Ⅳ. 研修の評価

研修認定の基準は、複数の指導歯科医による総合評価のほか、必要に応じ口頭試問を行い、最終的には診療科長が判定する。

スペシャルケア外来１
（高齢者歯科）

Ⅰ．一般目標

① 加齢に伴う生理学的・精神医学的変化を説明する。
② 有病高齢者の注意すべき全身疾患について理解し、歯科治療との関連を説明する。
③ 有病高齢者の全身状態、生命予後を考慮した歯科医療計画を立案・実施する。
④ 有病高齢者に必要な口腔ケアを実施する。

Ⅱ．研修形態

研修期間：前期（5～9月） 後期（10～3月） 通年（5～9月あるいは10～3月）、週1コマ
＊アドバンスドコースあり。ただし、通年コースの研修歯科医の中で、通常の選択研修を修了した者に限る。
希望人数：若干名。希望者が多いときは調整する。

Ⅲ．研修内容

1.予備研修
場所: 診療室ほか
(1) 有病高齢者と接する際に配慮すべき事項の説明
(2) 有病高齢者歯科治療に必要な内科的、歯科的知識・術式の説明
(3) スペシャルケア外来（1）見学

2.本研修
(1) 有病高齢者歯科治療の介助
(2) 有病高齢者の全身状態評価と管理方法の立案
(3) 有病高齢者の口腔内状況の評価および治療方針の立案
(4) 有病高齢者の口腔ケアの実施
(5) 高齢者歯科治療の実施
補綴治療、全身管理下での観血的処置、口腔ケア

Ⅳ．研修の評価

(1) 小試験、口頭試問
講義終了後、小試験を実施する。
(2) レポート
テーマは当日の担当指導歯科医が出題する。1週間後に担当指導歯科医の点検を受け、指導歯科医責任者に提出する。最終回のテーマは「高齢者歯科研修の感想と総括」とし、指導歯科医責任者に提出する。
(3) 症例の呈示・説明
関与した有病高齢者について、全身状態評価と必要な管理法、治療方針、治療内容、今後の指導方針などについて質問し、理解度を評価する。

スペシャルケア外来２
（障害者歯科）

Ⅰ．一般目標

歯科医療に携わるものの目標は、健常者と等しく障害のある人にも、「いつでも、どこでも、誰でも、良質の歯科医療を提供すること」であり、また「口腔の健康管理や口腔機能の発達援助を通じて、日常の生活動作の獲得や社会生活への参加をうながし、障害の軽減克服をはかること」である。これらは障害者の自立とQOLの向上につながる重要なポイントとなる。ところが、いざ歯科治療を始めようとすると種々の困難に遭遇することが多い。そこで、障害者の歯科治療に際し、必要とされる行動調整法、および全身管理法について習得する。

Ⅱ．研修形態

1．研修開始期：前期および後期
2．研修の日程：週1コマ・20回、月曜または火曜

Ⅲ．研修内容

1）障害の評価（発達障害、全身疾患、歯科治療恐怖症、嘔吐反射亢進、その他）
2）対応の基本と行動観察
3）行動調整法の種類と選択
4）モニタリング
5）局所麻酔薬の選択基準

対応法ではすべての歯科医師が基本的に習得すべき患者の行動調整について実習し、さらに高次医療機関で応用されている全身麻酔を含めた薬物的管理法の意義についても理解を深める。

障害者歯科における一般的な困難性

1．治療への協力性に困難がある（不適応行動の問題）。
（知的能力障害、自閉スペクトラム症、行動異常、精神障害）
2．運動・姿勢の制御に困難がある（不随意運動、運動制限の問題）。
（脳性麻痺、関節リウマチ、脊髄損傷などによる肢体不自由）
3．患者の環境に困難の原因がある（各種バリアの問題）。
通院の困難性（物理的バリア）
4．医学的なリスクがある。
有病者いわゆる全身疾患、リスク患者

Ⅳ．研修の評価

担当指導歯科医が研修内容、研修態度を総合的に評価する。

選択研修プログラム

息さわやか外来

Ⅰ. 一般目標

(1) 歯科疾患を予防し、個人や地域社会に対してヘルスプロモーションを実践していく歯科医師となるために必要な知識、技術、態度を修得する。

(2) 口臭の診断、治療、予防についての知識、技能を修得する。

Ⅱ. 研修形態および内容

担当: 健康推進歯学分野

研修期間: 保健所 5 日間、外来 1 コマ 1 回以上

(1) 地域歯科保健

ⅰ) 保健所・保健センター(研修協力施設)における地域歯科保健の実際

下記の研修協力施設において 1 週間の研修を行う。研修時期は協力施設により異なるので、別途に通知する。

①母親、乳幼児の歯科保健

両親学級、産婦健診、1 歳 6 ヵ月児健診、3 歳児健診、歯磨き教室、予防処置(フッ素塗布等)、歯科健診、保健指導、栄養相談、心理相談等

②成人の歯科保健

成人健診、歯周病予防教室、生活習慣病予防教室など

③要介護者の口腔ケアおよび訪問診療

④その他

【研修協力施設】4施設

研修協力施設	研修実施責任者	指導歯科医
新宿区保健所	副参事(健康企画・歯科保健担当) 矢澤　正人	矢澤　正人
世田谷保健所	歯科保健医療担当係長 外川　幸子	外川　幸子
江東区保健所	山田　義裕	山田　義裕
葛飾区保健所	布施　晴香	布施　晴香

ⅱ) 学校歯科保健、産業歯科保健などの実際

希望者に実施、場所や日程は別途に通知する。

(2) 息さわやか外来における口臭診療

研修期間は通年で、月曜日または木曜日の 1 日(9:00～16:00)以上

以下の内容の研修を行う。

①口臭症患者への医療面接

②口臭に関する検査、診断、説明

③口臭の治療

④治療後のメインテナンス、予防

Ⅲ. 研修評価

レポート、研修態度、研修内容を総合的に評価する。

インプラント外来

Ⅰ. 一般目標

歯の欠損によって失われた口腔機能・審美の回復に有効な治療の1つとして、インプラント治療を理解することを目的とする。各種インプラントのシステムを理解するとともに、口腔外科・歯周外科・歯科補綴・歯周病の観点からインプラント治療の流れを学ぶ。あわせて患者や保護者に対して適切な助言、指導が出来るようになることを目的とする。

Ⅱ. 研修形態

1) 研修期間:週 1 コマ(半日を 1 回)、プログラム 1 半年間、プログラム 2 通年
2) 受け入れ人数(最大):
プログラム 1:各コース 5 人(半年)、
プログラム 2:5 人(通年)

Ⅲ. 研修内容

1) インプラントの基礎知識
2) 初診患者の問診・診察を見学
3) 資料を揃え、分析および治療計画の立案
4) インプラント埋入手術の見学と介助
5) 模型を用いたインプラント埋入実習
6) 上部構造の補綴治療の見学と介助
7) 模型を用いた上部構造の補綴操作実習
8) 予後を観察するとともに、治療全体を評価し発表

Ⅳ. 研修の評価

担当指導歯科医による研修内容・態度の評価と、診療科長の最終評価

快眠歯科（いびき・無呼吸）外来

Ⅰ. 一般目標

睡眠時無呼吸症候群(Sleep Apnea Syndrome：SAS)の原因，症状，弊害について理解し，医科との連携，口腔内装置（Oral Appliance：OA）による歯科的対応について，OA の効果判定法を含めた手順，手技等の一連の診療法を習得する.

Ⅱ. 研修形態

1. 研修期間　　前期および後期
2. 研修日　　週半コマ以上 （曜日は指導歯科医と研修歯科医とで相談）
3. 受入れ人数　　前・後期 各1～2名
4. 指導歯科医　　快眠歯科外来担当歯科医師
5. 研修場所　　4 階快眠歯科外来診療室(指導歯科医の診療室)

Ⅲ. 研修内容

1. SAS 概要のオリエンテーション
   疾患の理解，医科との連携・診療体系を学習.
2. 快眠歯科外来での見学および補助
3. SAS 症例の OA 治療
   SAS 症例の診査，歯列印象，下顎の前方誘導・咬合採得の見学および実践.
   OA の装着，医科への効果判定の依頼.
4. 医科とのカンファレンスに参加

Ⅳ. 研修の評価

指導歯科医が研修内容，研修態度から総合的に評価を行う.

顎関節治療部

Ⅰ. 一般目標

研修歯科医が顎関節症患者の適切な初期治療を行うために、正しい検査、診断、治療法を選択し、推進する能力を身につける。

Ⅱ. 研修形態

研修期間:週 1 日 6 ヵ月間
研修場所:顎関節治療部外来
受入人数:各曜日　最大 3 名

Ⅲ. 研修内容

1. 研修項目

1)顎関節症の問診、臨床診査の実施
2)顎関節画像検査(X 線、MRI 他)の選択と読影
3)顎関節症の診断(症型分類)と治療計画の立案
4)患者への顎関節症についての適切な説明
5)保存治療の実施(生活指導、運動療法)
6)薬物療法の実施
7)スプリント治療の実施(スプリント製作、調整、指導)
8)外科治療の補助(パンピングマニピュレーション)
9)咬合と顎関節症との関連の理解
10)心理的因子と顎関節症との関連の理解

1)～10)について、下記の研修を行う。

(1)顎関節症の基礎知識(構造、分類、診断、治療)に関する講義を受講する。
(2)顎関節治療部外来において治療見学、補助を行う。
(3)顎関節治療部外来において顎関節症患者を担当し治療を実施する。

2. 研修スケジュール

第 1、2 週:　講義および診査相互実習
第 3、4 週:　スプリント製作実習
第 1～18 週:　外来での診療見学、補助
第 3～18 週:　顎関節症患者の配当を受け、指導歯科医の元で、診査、診断を行い、治療計画を立案し、実施する。

Ⅳ. 研修評価

1. 症例提示　担当症例の治療経過について発表とそれに関する質疑応答を行い、習得度を評価する。
2. レポート　担当症例および興味を持った内容についてレポートを作成、提出する。

顎義歯外来

Ⅰ. 一般目標

先天的・後天的原因により顎顔面領域に欠損を生じた患者の歯科的リハビリテーションに関する知識と技術を習得する。

Ⅱ. 研修形態

研修期間	週1日 3か月間
研修日	水曜日午前中または他の曜日の午前午後いずれか (曜日は人数に応じて相談に応じる)
研修可能人数	各コマ1名まで
担当	顎義歯外来担当歯科医師
研修場所	6階　顎義歯外来

Ⅲ. 研修内容

(1)顎顔面補綴治療の概要についてのオリエンテーション

(2)顎義歯外来での見学および介助

(3)顎顔面補綴治療(診療および技工操作)

顎義歯製作の各ステップの見学および実践と、機能評価(咀嚼機能検査、発話機能検査)を行う。サージカルオブチュレーターの製作や顎義歯個人トレーの製作、顔面補綴装置シリコーンエピテーゼの外部彩色などの技工操作を行う。

Ⅳ. 研修の評価

研修内容、研修態度から総合的に評価を行う。

矯正歯科外来

Ⅰ. 一般目標

口腔の諸機能を育成・維持・回復する総合的な歯科診療の中での矯正歯科治療を理解することを目的とする。本研修では、不正咬合の診断、治療方針、フォースシステムの立案を通して、矯正歯科治療の基本的知識を身につける。また各種の治療技術や、矯正装置の構造および機能、複数診療科の協力が必要な症例における矯正歯科の果たすべき役割について学ぶ。あわせて患者や保護者に対して適切な挨拶、指導や助言をする。

Ⅱ. 研修形態

1. 研修期間

・プログラム 1(群方式研修)では 5 ヵ月間、週 1 コマ
　全身管理研修を行う場合は 3 ヵ月、週 1 コマ
・プログラム 2 および 3(単独型研修)では 11 ヵ月間、週 1 コマ
　後期研修の専門科研修または選択研修でも継続可能

2. 研修時間

・週に半日以上

3. 指導歯科医

・研修歯科医 1 名毎に、指導歯科医 1 名または 1 グループが担当

Ⅲ. 研修内容

1. 外来における研修

(1)矯正歯科外来患者の術前診査および資料採得

・問診、視診、触診
・印象・咬合採得
・顎態模型の製作
・口腔内写真撮影
・顔面写真撮影
・頭部X線規格写真やその他の X 線写真の撮影依頼

(2)診断研修

・教授診断の見学、参加

(3)患者ならびに保護者との接し方

・挨拶、声掛け
・インフォームド・コンセント等

(4)診療研修

・診療準備・片付け
・診療補助
・各種矯正装置を用いた治療法
・矯正治療経過の把握

2. 技工室における研修

(1)診断資料の作成、分析

・成長発育分析・評価
・顔面・口腔内写真の評価
・顎態模型分析
・X 線写真の評価
・頭部 X 線規格写真の分析
・機能分析
・総合診断

(2)各種矯正装置の構造、機能の理解

3. 症例検討会・セミナー等による研修

・症例分析・診断に基づく治療目標・治療計画の検討
・教授診断に従ったフォースシステムの検討
・症例の供覧

Ⅳ. 研修の評価

以下の項目に関して 4 段階で評価する

・挨拶、報告、連絡、相談
・術前診査ならびに資料の採得
・診査資料の分析および診断の資料作成
・治療方針の立案
・フォースシステムの立案
・診療補助・準備
・矯正装置の構造、機能の理解
・患者ならびに保護者との接し方
・基礎知識の習得
・レポート

歯科アレルギー外来

Ⅰ. 一般目標

各種歯科材料と歯科治療によって起こるアレルギー反応などの不快症状について知識を習得し、適切な検査、診断、治療計画の立案および治療が行なえる。さらに患者に対してアレルギーを予防または軽減させるための指導ができる。

Ⅱ. 研修形態

研修期間	前期および後期
研修回数	週１コマ　月曜日午前中および木曜日午前中
研修可能人数	各３名まで
担当	歯科アレルギー外来担当指導歯科医
研修場所	３階　歯科アレルギー外来

Ⅲ. 研修内容

(1) 歯科材料によるアレルギー疾患の概要についてオリエンテーションセミナー
(2) 歯科アレルギー外来での見学および介助
　研修期間内における指導歯科医の治療見学と介助
(3) 歯科材料によるアレルギー疾患の診断（問診、診査）
　アレルギー素因の検索と不快症状の検討
(4) 歯科材料によるパッチテスト検査
　歯科用金属シリーズと金属以外の歯科材料について
(5) 口腔内金属修復物の元素分析検査
　元素分析検査を行うための金属試料採取と分析結果の読み方について
(6) 歯科材料および治療法の選択
　チタン、セラミックス、合着材などの選択、詳細な治療計画立案
(7) 抗原除去療法
　口腔内よりアレルゲンを除去し、アレルゲンを含まない材料を用いて修復する。
(8) 他科（歯科・医科）との連携について
　紹介状、報告状の書き方、データの読み方について

Ⅳ. 研修の評価

研修認定の基準は、複数の担当指導歯科医による総合評価ならびに口頭試問、レポート、研修内容、研修態度から総合的に評価を行う。

歯科心身医療外来

Ⅰ. 一般目標

歯科医療に関連した“medically and psychiatrically unexplained symptoms”は少なくない。いわゆる歯科心身症には定型的な歯科治療の手技が通用しない。このような患者を適切かつ手際よく診察するにはどうしたらよいかを研修する。

Ⅱ. 研修形態

1. 研修期間: 週 1 日 5ヵ月間
   （月・火・木の午後あるいは水・金の午前のうち、研修歯科医の出席可能な外来日）
2. 研修場所: 4F 歯科心身医療外来
3. 受入人数: 各曜日 2 名ずつ

Ⅲ. 研修内容

1. 対象とする病態: 歯・口腔領域の慢性疼痛、歯や咬合の異常感、補綴物に関する不定愁訴、halitophobia、口腔セネストパチーなど。
2. 研修項目
   ①手際の良い心身医学的面接の仕方
   ②（MAPSO を用いた）病歴聴取と現症の評価
   ③問題点の整理と患者の感情への対応法
   ④治療方針決定および治療経過の評価法
   ⑤診療録の記載
   ⑥向精神薬の使い方（処方箋の書き方も含む）
   （TCA、SSRI、SNRI、SDA、MARTA など）
   ⑦簡単な心理療法（支持的精神療法）の仕方
   ⑧各種心理テストの利用法
   ⑨精神科で診るべき疾患の鑑別と対処法
   ⑩他科との連携（添書、返事の書き方も含む）

Ⅳ. 研修の評価

診療録の記載、症例検討会の発表、患者や指導歯科医からの感想などをもとに研修内容、研修態度を総合的に評価する。

歯科放射線外来

Ⅰ. 一般目標

歯顎顔面領域における各種画像診断の術式および適応を理解し、読影法の基本を習得すること

Ⅱ. 研修形態

1. 研修時期：前期または後期
2. 研修期間：半日ずつ6回の研修を行う。選択者の中で希望者があればアドバンスドコースを行う。アドバンスドコースは半年程度の期間毎週半日～1日。
3. 受入人数：10名程度。アドバンスドコースは3名。

Ⅲ. 研修内容

1. 歯科X線検査における被曝のリスクと防護
2. 歯科X線撮影
3. デンタル、パノラマX線写真を中心とした顎口腔領域の画像診断
4. 歯科放射線外来研修　以下から計3回を選択する。

(1) CTによる画像診断：対象症例は顎骨・上顎洞疾患など
(2) 造影CTによる画像診断：対象症例は顎顔面領域の悪性腫瘍
(3) MRIによる画像診断：対象症例は顎関節疾患(顎関節症)、三叉神経痛など
(4) 造影MRIによる画像診断：対象症例は顎顔面領域の腫瘍または腫瘍類似疾患など
(5) 唾液腺疾患の画像診断ならびにX線透視下非観血的唾石摘出術
(6) コーンビームCTによる画像診断：埋伏歯、根尖性歯周炎など

5. アドバンスドコース

歯科放射線外来においてCTまたはMRIの撮影、読影を行う。

Ⅳ. 研修の評価

研修態度、研修内容を総合的に評価する。

小児歯科外来

Ⅰ. 一般目標

小児の歯科治療の概要を理解し、小児患者に歯科処置を実施する。また、患児や保護者に対して、口腔健康管理の指導や助言を行う。

Ⅱ. 研修形態

研修期間：月曜午前9時から金曜午前12時までの1週間である。事前のオリエンテーションを受ける。

Ⅲ. 研修内容

研修前レポートの提出：研修希望者は研修開始前に、「なぜ小児歯科研修を希望するか」について小論文（A4用紙2枚程度）を提出する。これは研修希望者が多い場合の選考の目安とする。

小児歯科オリエンテーション：場所は、2Fセミナー室を使用。

(1) 治療室へのオリエンテーション

(2) 小児のう蝕処置に必要な知識の再確認（浸潤麻酔、う蝕治療計画、対応等）

小児歯科研修（月曜午後～金曜午前）では以下の項目について研修を行なう。

(1) 小児歯科診療の見学・介助および治療参加型研修を行う。

(2) 小児のう蝕の診査・診断・治療計画の立案。

(3) 小児の咬合の不正に対する、咬合誘導のための診査・診断・治療計画の立案

(4) 小児歯科治療における参加型研修を行う。（以下の内容について）

歯冠修復処置（レジン充填、乳歯冠、レジンジャケット冠等）

歯髄処置（乳歯生活歯髄切断法、感染根管治療等）

抜歯（乳歯）

装置製作：保隙装置（バンドループ、クラウンループ、可撤保隙装置等）

咬合誘導装置

Ⅳ. 研修の評価

(1) レポートの提出（4回程度）

テーマは偶数回研修時の研修担当指導歯科医が出題する。レポート提出期日はテーマ出題1週間後までとし、担当指導歯科医のチェックを受ける。最終回のテーマは「小児歯科研修の感想と総括」をテーマとし、指導歯科医責任者に提出する。

(2) 自験又は症例解説の修了

口腔衛生指導、浸麻・ラバーダム防湿法等の処置に対し担当指導歯科医の確認を受ける。

(3) 研修表はすべての担当指導歯科医の印鑑をもらった後、指導歯科医責任者に提出する。

スポーツ歯科外来

Ⅰ. 一般目標

スポーツ歯学に関する基礎的知識を学び、顎口腔領域の外傷予防のためのマウスガードの製作方法について実習し、スポーツ愛好家に対して口腔健康管理の指導や助言ができる。

Ⅱ. 研修形態

1. 研修期間 ： 原則として、研修歯科医の出席可能な外来日および午前もしくは午後の時間を指定してもらい、連続 4 回の研修（半日を 1 回）を予定。技工作業が必要な際には外来日以外の時間を技工作業に当てることもある。
   外来日 ： 火曜（午前・午後）、水曜（午前）、金曜（午前）
2. 受け入れ人数：希望者は全て受け入れ、可能であれば二人一組。

Ⅲ. 研修内容

1. セミナーおよび勉強会を通じてスポーツ歯学に関する知識を習得
2. 各種カスタムメイド・マウスガードの製作
   カスタムメイド・マウスガードの種類としては、シングルレイヤーマウスガード、ラミネートマウスガード、ワックスアップ製作法によるマウスガードがある。いずれかのカスタムメイド・マウスガードを「実践スポーツマウスガード」（大山喬史監修、上野俊明編集 医学情報社 6,000 円）を参考図書として活用しながら製作する。研修歯科医相互実習もしくは来院患者での研修を行う。

【マウスガード製作作業工程】

1）術前診査・印象採得・咬合採得（外来）
2）作業模型製作・咬合器装着・マウスガード製作（技工作業）
3）マウスガード製作（技工作業）
4）装着・調整（外来）

3. スポーツ歯科外来における研修
   歯科保健指導および治療の実施または介助
   （口腔ケア、う蝕、歯周病、補綴治療、マウスガードの装着および管理）

Ⅳ. 研修の評価

担当指導歯科医が研修内容、研修態度を総合的に評価する。

摂食リハビリテーション外来

Ⅰ. 一般目標

施設入所者や在宅療養者に対する訪問歯科診療におけるニーズを把握し、それに対応できる歯科医師像のイメージを持つ。また摂食嚥下機能評価やリハビリテーション、他職種との連携方法、患者の対応など高齢者歯科医療に必要な知識と技術の習得をする。

Ⅱ. 研修形態

研修時期 ： 前期(5月～週1日4回)、後期(11月～週1日4回)
研修日 ： 月・火・水のいずれか固定の曜日
研修可能人数 ： 各曜日最大3名 トータル9名まで
研修場所 ： 実習 10号館5階 高齢者歯科医局
研修 各訪問診療先
(訪問先までの交通費は各自負担、訪問先は病院から半径16キロ圏内)

Ⅲ. 研修内容

1. 摂食嚥下障害や訪問歯科診療についての講義
2. 嚥下障害スクリーニングテスト実習
3. 嚥下内視鏡検査の模型実習、相互実習
4. 喀痰吸引実習
5. 訪問歯科診療における嚥下内視鏡検査やリハビリテーション指導・実施の見学
6. 他職種との連携の取り方について

Ⅳ. 研修の評価

研修内容や研修態度から総合的に評価を行う。

ペインクリニック

Ⅰ. 一般目標

通常の歯科・口腔外科治療のみでは治療に難渋する疼痛・異常感覚・知覚麻痺・異常運動・運動麻痺のような疾患の診断、治療ができ、対処に苦慮するような態度、行動をとる患者との良好な関係の形成ができる。

Ⅱ. 研修形態

1. 研修時期

通年で、週1日（各曜日に1人ずつ）研修を行う。

2. 受入人数

各曜日1人ずつ、計5人までとする。

Ⅲ. 研修内容

①ペインクリニックにおける問診、治療を見学しながら神経痛、神経麻痺、舌痛症、非定型顔面痛、口腔顔面の異常運動などのペインクリニックに特有な疾患に対する知識を養う。同時に患者に対する対応の仕方を学び、患者との信頼関係を形成する。

②その後患者に対して診査、臨床検査、診断および治療計画の立案を行う。担当患者に対して歯科治療・薬物療法・東洋医学療法・神経ブロック・心身医学療法などの治療を行う。

③週に1回、当科の医局会に出席し、症例検討会や説明会を通して、ペインクリニックで治療を行う疾患や治療法への理解を深める。

Ⅳ. 研修の評価

担当症例および問題点を含んだ症例などに関して症例発表を行う。